

令和4年12月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係)

熊 本 県

議 案 目 録

- 第 8 号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部
を改正する条例の制定について…………… (1)
- 第 9 号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について…………… (3)
- 第 10 号 熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について…………… (5)
- 第 11 号 個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整
備に関する条例の制定について…………… (10)
- 第 12 号 熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費
負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… (14)
- 第 13 号 熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取
る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… (15)
- 第 14 号 熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
の制定について…………… (16)
- 第 15 号 財産の取得について…………… (18)
- 第 16 号 財産の取得について…………… (19)
- 第 17 号 財産の取得について…………… (20)
- 第 18 号 国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担金について… (21)
- 第 19 号 工事請負契約の締結について…………… (22)
- 第 20 号 工事請負契約の変更について…………… (23)
- 第 21 号 工事請負契約の変更について…………… (24)
- 第 22 号 工事請負契約の変更について…………… (25)
- 第 23 号 工事請負契約の締結について…………… (26)
- 第 24 号 工事請負契約の締結について…………… (27)
- 第 25 号 工事請負契約の変更について…………… (28)
- 第 26 号 工事請負契約の変更について…………… (29)
- 第 27 号 工事請負契約の変更について…………… (30)
- 第 28 号 工事請負契約の変更について…………… (31)
- 第 29 号 当せん金付証票の発売について…………… (32)
- 第 30 号 和解について…………… (33)
- 第 31 号 訴え提起前の和解について…………… (34)
- 第 32 号 指定管理者の指定について…………… (35)
- 第 33 号 指定管理者の指定について…………… (36)
- 第 34 号 指定管理者の指定について…………… (37)

第 35 号	指定管理者の指定について……………	(38)
第 36 号	有料道路事業変更許可申請に関する同意について……………	(39)
第 37 号	専決処分の報告及び承認について……………	(41)
第 38 号	専決処分の報告及び承認について……………	(42)
第 39 号	専決処分の報告及び承認について……………	(43)
第 40 号	専決処分の報告及び承認について……………	(44)
第 41 号	専決処分の報告及び承認について……………	(45)
第 42 号	専決処分の報告及び承認について……………	(46)
第 43 号	専決処分の報告及び承認について……………	(47)

報 告 目 録

報告第 1 号	専決処分の報告について……………	(48)
報告第 2 号	専決処分の報告について……………	(49)
報告第 3 号	専決処分の報告について……………	(50)
報告第 4 号	専決処分の報告について……………	(51)

第 8 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第4号事務の欄中「第18号及び第31号」を「第17号及び第29号」に改め、同欄(7)中「第96条の2第5項」を「第96条の2第7項」に改め、同表第5号事務の欄(8)中「第96条の2第5項」を「第96条の2第7項」に改め、同表第12号市町村等の欄中「八代市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、球磨村、苓北町」を「各市町村（熊本市を除く。）」に改め、同表第13号事務の欄中「第61号」を「第60号」に改め、同表第15号事務の欄中(11)を(12)とし、(8)から(10)までを1ずつ繰り下げ、(7)を削り、(6)を(8)とし、同欄(5)中「、第10条第4項及び第12条第3項」を「及び第10条第4項」に、「第3項の」を「第3項前段の」に改め、同欄(5)を同欄(6)とし、その次に次のように加える。

(7) 法第8条第2項及び第3項後段の規定による現有旅券の返納の受理に関する事務別表第15号事務の欄(4)の次に次のように加える。

(5) 法第3条第5項の規定による申請者が現に所持する一般旅券の確認に関する事務別表第16号市町村等の欄中「荒尾市」の次に「、水俣市」を加え、同表第17号事務の欄中「第5号」を「第4号」に改め、同表第29号事務の欄中「第5号」を「第4号」に改め、同表第30号市町村等の欄中「各市町村（」の次に「熊本市、」を加え、同表第37号市町村等の欄中「荒尾市」の次に「、水俣市」を加え、同表第60号事務の欄中「第14号」を「第13号」に改め、「、本渡港」を削り、「西港浮棧橋に係るもの」の次に「、本渡港の港湾施設にあっては港湾施設用地（大矢崎緑地、大矢崎広場及び大矢崎駐車場に係るものに限る。）に係るもの」を加え、同号市町村等の欄中「(2)に掲げる事務」の次に「のうち、本渡港の港湾施設に係る事務（大矢崎緑地、大矢崎広場及び大矢崎駐車場に係るものに限る。以下この号において同じ。）」にあっては天草市、本渡港の港湾施設

に係る事務以外のもの」を、「(2)の許可に係るもの」の次に「(本渡港の港湾施設に係る事務に限る。)にあっては天草市、(2)の許可に係るもの(本渡港の港湾施設に係る事務を除く。)」を加える。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第4号、第5号、第13号、第17号及び第29号の改正規定並びに同表第60号事務の欄の改正規定(「第14号」を「第13号」に改める部分に限る。)

公布の日

(2) 別表第15号の改正規定 令和5年3月27日

2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為(いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。)は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(提案理由)

熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたこと及び旅券法(昭和26年法律第267号)の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 9 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第261号の次に次の1号を加える。

(261)の2 家畜伝染病予防法第50条の規定による動物用生物学的製剤の使用の許可
（同法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に定める知事が認定する
獣医師に対するものに限る。）に係る豚熱予防液の交付

豚熱予防液交付手数料 1頭1回につき 70円

第2条第1項第297号中「第2項」を「第3項」に、「第4条第1項第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、「2,000円」の次に「。ただし、旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、4,000円」を加え、同項第298号中「第4条第1項第2号」を「第6条第1項第2号」に改め、同項第299号から第301号までを次のように改める。

(299)から(301)まで 削除

第3条の表第2条第1項第93号の2、第130号から第132号まで、第297号、第298号、第301号、第372号、第400号の4、第400号の7、第400号の8、第404号、第405号、第406号、第408号、第412号及び第483号（自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項ただし書の規定による通知を行ったときの保管場所標章の交付に係る部分を除く。）の手数料の項中「、第301号」を削り、同表第2条第1項第259号の手数料（家畜伝染病予防法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査（ヨーネ病の検査に限る。）に限る。）の項の次に次のように加える。

第2条第1項第261号の2の手数料	豚熱予防液の交	納付すべき手数料の額
	付を受けようと	を通知した日から15
	する者	日以内

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項第261号の次に1号を加える改正規定、第3条の表第2条第1項第259号の手数料（家畜伝染病予防法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査（ヨーネ病の検査に限る。）に限る。）の項の次に1項を加える改正規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和5年3月27日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現にされている改正前の第2条第1項第301号に掲げる事務に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第2条第1項第297号ただし書の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）による改正後の旅券法（昭和26年法律第267号）第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合における一般旅券の発給に係る手数料について適用し、施行日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合における一般旅券の発給に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

4 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第273号から第275号までを次のように改める。

273 から 275 まで 削除

(提案理由)

旅券法（昭和26年法律第267号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 10 号

熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(個人情報ファイルに係る帳簿の作成及び公表)

第3条 実施機関は、その定めるところにより、保有している個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものに限る。）について、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項並びに政令第21条第6項に規定する事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を第1項に規定する帳簿に記載し、又は個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載しないことができる。

(保有個人情報の開示義務)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、次の各号に掲げ

るものとする。

(1) 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第7条第2号ウに規定する公務員等（以下「公務員等」という。）の同号ウに規定する職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名並びに法第78条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる情報のいずれかに該当するものを除く。）

(2) 熊本県情報公開条例第7条第3号ただし書に規定する法人等又は個人の名称又は氏名（法第78条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる情報のいずれかに該当するものを除く。）

（開示決定等の期限）

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（開示請求に係る手数料等）

第7条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付又は実施機関が定める方法により開示を受ける者は、当該写しの交付又は当該実施機関が定める方法に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求の手續における諮問）

第8条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、法第106条第2項において読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

2 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、法第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に対する裁決を行わなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第9条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

3 前2項の手数は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結しようとする者が、当該契約を締結するときに納付しなければならない。

（審議会への諮問）

第10条 実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成31年熊本県条例第9号）第2条の熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(熊本県個人情報保護条例の廃止)
- 2 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第11条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前において旧条例第13条第3項の事務に従事していた者に係る同項の規定による当該事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項(旧条例第23条第2項及び第25条の4第2項において準用する場合を含む。)、第23条第1項又は第25条の4第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する行政文書に記録されている自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第44条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第4項に規定する者
- 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第45条に規定する行政文書に記録された個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 この条例の施行前にした行為及び附則第3項から第5項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用に

については、なお従前の例による。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 11 号

個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例
(熊本県情報公開条例の一部改正)

第1条 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第9条中「第7条第1号」の次に「及び第2号の2」を加える。

(熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県行政文書等の管理に関する条例(平成23年熊本県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「個人情報(」の次に「生存する」を、「情報と」の次に「容易に」を加える。

第15条第1項第1号イ中「掲げる情報」の次に「又は同条第2号の2に掲げる情報(同号に規定する行政機関等匿名加工情報以外の情報にあつては、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するものに限る。)」を加える。

第16条中「、同号イに掲げる情報」の次に「(情報公開条例第7条第2号の2に規定する行政機関等匿名加工情報を除く。)」を、「個人情報」の次に「(個人情報保護に関する法律第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するものを除く。)」を加える。

(熊本県行政不服審査会条例の一部改正)

第3条 熊本県行政不服審査会条例(平成27年熊本県条例第60号)の一部を次のよう

に改正する。

第2条中「事項」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に係るものを除く。）」を加える。

（熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

第4条 熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成31年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 次条各号に掲げる事務を行うため、知事の附属機関として、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する同法の規定によりその権限に属させられた事項（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に係るものに限る。）を処理するための機関とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条の2 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第19条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (3) 熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年熊本県条例第号）第45条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (4) 熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第号）第10条の規定又は熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項の規定に基づき定められた特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）の取扱いについて調査審議し、意見を述べること。
- (6) 情報公開に関する重要事項を調査審議し、意見を述べること。
- (7) 前各号に掲げる事務のほか、個人情報の保護に関して審議会が必要であると認

める事項について、調査審議し、意見を述べること。

第3条中「前条第1号及び第3号」を「前条第1号から第3号まで」に改める。

第7条第1項中「第2条第4号」を「第2条の2第5号」に改める。

第9条第1項中「第2条第1号」を「第2条の2第1号から第3号まで」に改め、「規定する諮問実施機関」の次に「、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関及び熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により諮問をした議会」を加え、「同条例」を「熊本県情報公開条例」に改め、「第3項において同じ。）」の次に「又は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第60条第1項及び熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。次項及び第3項において同じ。）」を加え、同条第2項中「行政文書」の次に「又は保有個人情報」を加え、同条第3項中「第2条第1号」を「第2条の2第1号から第3号まで」に改め、「情報」の次に「又は保有個人情報に含まれている情報」を加え、同条第4項中「審査請求に係る」を「第2条の2第1号又は第3号に掲げる事務に係る」に改め、「（平成26年法律第68号）」を削り、「諮問実施機関（」の次に「個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関を除く。」を加え、同条第5項を削る。

第10条第1項中「審議会は、」の次に「第2条の2第1号又は第3号に掲げる事務に係る事件に関し、」を加える。

第11条中「審査請求人等は、」の次に「第2条の2第1号又は第3号に掲げる事務に係る事件に関し、」を加える。

第12条中「（同条第5項において準用する場合を含む。）」を削る。

第13条第1項中「審査請求人等は、」の次に「第2条の2第1号又は第3号に掲げる事務に係る事件に関し、」を加え、「（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）」を削る。

第14条中「第2条第1号又は第3号」を「第2条の2第1号から第3号まで」に改める。

第15条中「第2条第1号」を「第2条の2第1号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第 号）附則第2項の規定による廃止前の熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第14条第1項若しくは第2項（同条例第23条第2項及び第25条の4第2項において準用する場合を含む。）、第23条第1項又は第25条

の4第1項の規定による請求に係る改正前の熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等に伴い適切な措置を講ずるため、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 12 号

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「第142条第1項第3号」の次に「又は第4号」を加え、同条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「375,500円と5円2銭」を「386,500円と5円18銭」に改める。

第11条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 13 号

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例（平成21年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「当該計画が第2号」の次に「又は第9号」を加え、同条第9号中「前8号」を「前各号」に、「としてと」を「として」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 私的整理に関する指針として知事が認めるものに基づき策定された、事業の再生に関する計画又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に関する計画

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者等の事業の再生及び経営者の再チャレンジの支援を行うため、県の中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる場合を追加する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 14 号

熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和44年熊本県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「負担金」という。）の次に「並びに法第90条の2第1項の規定により県が徴収する国営土地改良事業に係る特別徴収金」を加える。

第3条第1項中「の額」の次に「（当該国営土地改良事業に要する費用に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額（以下「国の消費税等相当額」という。）が含まれる場合には、当該国の消費税等相当額を除く。）」を、「定める額」の次に「（当該国営土地改良事業に要する費用に国の消費税等相当額が含まれる場合には、当該国の消費税等相当額を加える。）」を加える。

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号中「により災害復旧」の次に「又は突発事故被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）」を加え、「当該災害復旧」を「当該災害復旧等」に、「土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）第52条第1項第1号の2」を「令第52条第1項第1号の3」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、国営土地改良事業に要する費用に国の消費税等相当額が含まれる場合における当該国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分については、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）第52条の2第1項ただし書の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して知事が定める支払の方法により徴収する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特別徴収金）

第5条 県は、国営土地改良事業（法第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業、法第87条の4第1項又は法第87条の5第1項の規定により国が行う土地改良事業及び法第90条第8項に規定する国営市町村特別申請事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地

域について当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(令第53条の8及び令附則第5条に規定する用途を除く。以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(法第36条の3第1項に規定する所有権の移転等をいう。以下同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなっている場合又は令第53条の9各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 前項の場合には、第2条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定により県が徴収する特別徴収金の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を差し引いて得た額以内で、知事が定める額とする。

(1) 国営土地改良事業につき法第90条第1項の規定により県が負担する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該国営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該国営土地改良事業によって当該土地が受ける利益を勘案して令第53条の11第2項において準用する同条第1項の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た額

(2) 当該国営土地改良事業につき第2条の規定により徴収する負担金若しくはこれに相当する額の金銭又は法第90条第5項若しくは第9項の規定により徴収する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該国営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該国営土地改良事業によって当該土地が受ける利益を勘案して令第53条の11第2項において準用する同条第1項の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国営川辺川土地改良事業が令和4年度に事業完了することに伴い、令和5年度から事業負担金の徴収等を行うため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 15 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	液体クロマトグラフ質量分析計一式	熊本市中央区山崎町66番7号 熊本中央ビル3階 西川計測株式会社西九州支店熊本営業所	検査機器として使用するため	79,970,000円

(提案理由)

熊本県産業技術センターにおいて使用する検査機器として、物品を購入する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

第 16 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	電界放出形走査型 電子顕微鏡一式	熊本市北区弓削 四丁目1番64 号マルソービル 203号 株式会社ジェイ ・サイエンス西 日本熊本出張所	検査機器として 使用するため	79,860,000 円

(提案理由)

熊本県産業技術センターにおいて使用する検査機器として、物品を購入する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

第 17 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	モニター一式	熊本市東区尾ノ 上一丁目18番 20号 有限会社おくば オーエスブレイ ン	電子決裁機能を 有する文書情報 システムの導入 に伴う電子決裁 用モニターとし て使用するため	61,721,550 円

(提案理由)

熊本県警察において使用する電子決裁用モニターとして、物品を購入する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

第 18 号

国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

昭和58年度から令和4年度までにおいて国が施行した国営川辺川土地改良事業について、当該事業に要した経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

人吉市

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	23,713,000円

錦町

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	93,806,000円

あさぎり町

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	127,450,000円

相良村

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	46,350,000円

山江村

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	142,650,000円

(提案理由)

昭和58年度から令和4年度までにおいて国が施行した国営川辺川土地改良事業に要した経費の一部を市町村に負担させるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第10項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 19 号

工事請負契約の締結について

松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第7号工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第7号工事他合併
- 2 工 事 内 容 排水機場下部工
- 3 工 事 場 所 宇土市馬之瀬町地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和7年3月28日まで
- 5 契 約 金 額 1, 277, 100, 000円
- 6 契 約 の 相 手 方 宇城市三角町波多1500番地2
吉田・中内・三洲建設工事共同企業体
代表者 株式会社吉田企業 代表取締役 村田正晴
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第7号工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 20 号

工事請負契約の変更について

令和元年11月熊本県議会定例会において議決された大切畑地区県営農地等災害復旧事業第1号工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和6年2月29日まで」を「契約締結の日の翌日から令和7年11月28日まで」に、契約金額「7,006,175,176円」を「8,666,786,216円」に変更することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(提案理由)

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 21 号

工事請負契約の変更について

令和3年2月熊本県議会定例会において議決された第一海路口地区排水対策特別事業第1号工事請負契約のうち、契約金額「739,000,000円」を「767,669,788円」に変更することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(提案理由)

工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 22 号

工事請負契約の変更について

令和3年2月熊本県議会定例会において議決された金剛地区農村地域防災減災事業（湛防）第2号工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和5年3月1日まで」を「契約締結の日の翌日から令和5年3月27日まで」に変更することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 23 号

工事請負契約の締結について

国道266号地域連携推進改築（新大矢野トンネル）工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 国道266号地域連携推進改築（新大矢野トンネル）工事他合併
- 2 工 事 内 容 トンネル工
- 3 工 事 場 所 上天草市大矢野町登立地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和7年9月30日まで
- 5 契 約 金 額 4,880,799,088円
- 6 契約の相手方 福岡県福岡市中央区天神四丁目2番20号
竹中・吉永・吉田・大政建設工事共同企業体
代表者 株式会社竹中土木九州支店 執行役員支店長 山田敏昭
- 7 契約の方法 一般競争入札

（提案理由）

国道266号地域連携推進改築（新大矢野トンネル）工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 24 号

工事請負契約の締結について

国道389号広域連携交付金（下田南4号トンネル）工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 国道389号広域連携交付金（下田南4号トンネル）工事他合併
- 2 工 事 内 容 トンネル工
- 3 工 事 場 所 天草市天草町下田南地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和6年9月30日まで
- 5 契 約 金 額 1,765,500,000円
- 6 契約の相手方 天草市瀬戸町50番地1
オオマス・中村・共栄建設工事共同企業体
代表者 株式会社オオマス 代表取締役 益田健一
- 7 契約の方法 一般競争入札

（提案理由）

国道389号広域連携交付金（下田南4号トンネル）工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 25 号

工事請負契約の変更について

令和2年11月熊本県議会定例会において議決された県央広域本部・防災センター合築庁舎（仮称）新築工事他合併請負契約のうち、契約金額「4,447,710,652円」を「4,590,855,008円」に変更することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（提案理由）

工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 26 号

工事請負契約の変更について

令和2年11月熊本県議会定例会において議決された県央広域本部・防災センター合築庁舎（仮称）電気設備工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和5年2月28日まで」を「契約締結の日の翌日から令和5年3月15日まで」に、契約金額「1,089,000,000円」を「1,268,289,081円」に変更することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 27 号

工事請負契約の変更について

令和2年11月熊本県議会定例会において議決された県央広域本部・防災センター合築庁舎（仮称）機械設備工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和5年2月28日まで」を「契約締結の日の翌日から令和5年3月15日まで」に、契約金額「974,930,000円」を「998,102,891円」に変更することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 28 号

工事請負契約の変更について

令和4年2月熊本県議会定例会において議決された熊本地震震災ミュージアム体験・展示施設新築工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和5年3月10日まで」を「契約締結の日の翌日から令和5年3月24日まで」に、契約金額「665,280,000円」を「693,291,697円」に変更することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(提案理由)

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 29 号

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条の規定により、令和5年度において当せん金付証券を次のとおり発売することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発売総額 110億円以内

（提案理由）

当せん金付証券を発売するため、当せん金付証券法第4条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 30 号

和解について

控訴人熊本県、被控訴人個人に係る福岡高等裁判所令和4年（ネ）第38号建物明渡等請求控訴事件について、裁判所の和解勧告に基づき、次のように和解することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解事項

- 1 控訴人は、被控訴人に対し、本件和解金として、50万円の支払義務があることを認める。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、前項の金員を、令和5年1月13日限り、被控訴人代理人の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、控訴人の負担とする。
- 3 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- 4 控訴人と被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用（第1、2審）は、各自の負担とする。

（提案理由）

裁判所の和解勧告に基づき、建物明渡等請求控訴事件について、和解する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

第 31 号

訴え提起前の和解について

一般県道内牧坂梨線改良工事に伴う事業用地（以下「本件土地」という。）に係る建物等収去土地明渡請求について、次のように訴え提起前の和解をすることとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

申立人 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

相手方 阿蘇市一の宮町坂梨1030番地1

株式会社江藤和牛ブリーダーズ

代表取締役 江藤亮二

2 事件名 建物等収去土地明渡請求和解申立事件

3 事件の内容

相手方は、建物等移転契約に基づく本件土地に存する建物等を移転させる債務を履行していないが、令和5年2月28日までの履行を確約するもので、訴え提起前の和解が成立する見込みがついたため、阿蘇簡易裁判所の和解勧告を求めるものである。

4 和解の趣旨

- (1) 相手方は、申立人に対し、令和2年4月6日付けの建物等移転契約に基づく建物等を移転させる債務の履行義務があることを認める。
- (2) 相手方は、申立人に対し、令和5年2月28日までに、本件土地に存する建物等を収去し、本件土地を明け渡す。
- (3) 和解費用は、各自の負担とする。

(提案理由)

一般県道内牧坂梨線改良工事に伴う事業用地に係る建物等収去土地明渡請求について、訴え提起前の和解をする必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 32 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県身体障害者福祉センター	熊本市東区長嶺南二丁目3番2号	社会福祉法人熊本県社会福祉事業団 理事長 吉田勝也	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(提案理由)

熊本県身体障害者福祉センター条例（昭和50年熊本県条例第52号）第11条第1項の規定に基づき、熊本県身体障害者福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 33 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県天草ビジターセンター	熊本市中央区帯山三丁目8番44号	共同企業体祐和會 代表者 株式会社 祐和會 代表取締役 福原英喜	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

熊本県ビジターセンター条例（平成6年熊本県条例第41号）第8条第1項の規定に基づき、熊本県天草ビジターセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 34 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
くまもと県民交流館（物産、観光等に関する情報を提供する施設を除く。）	熊本市中央区大江六丁目24番19号	くまもと県民交流館管理運営共同企業体 代表者 九州総合サービス株式会社 代表取締役 尾池千佳子	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

（提案理由）

くまもと県民交流館条例（平成13年熊本県条例第57号）第12条第1項の規定に基づき、くまもと県民交流館（物産、観光等に関する情報を提供する施設を除く。）の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 35 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県野外劇場	熊本市北区下硯川 一丁目7番30号	アスペクタ管理運営 共同企業体 代表者 有限会社ア ワーハウス 代表取 締役 高辻満男	令和5年4月1日 から令和10年3 月31日まで

(提案理由)

熊本県野外劇場条例（昭和62年熊本県条例第13号）第11条第1項の規定に基づき、熊本県野外劇場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 36 号

有料道路事業変更許可申請に関する同意について

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定により、熊本県道路公社から有料道路の料金を次のとおり変更することについて同意を求められたので、これに同意することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成5年1月7日付け熊道公第58号の有料道路事業許可申請事項の一部を次のとおり変更する。

6料金の注2を次のように変更する。

2 障害者割引

イ 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に定める会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、熊本県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

（イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、熊本県道路公社が別に定めるもの

（ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき熊本県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、熊本県道路公社が別に定めるもの

また、上記（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、熊本県道路公社が別に定めるものについては、熊本県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

なお、上記自動車がE T C多目的利用システム（E T C多目的利用システムの利用に関する要綱（令和元年11月11日国道高第14号国土交通省道路局高速道路課長通知）第2条第1号に規定するシステムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、熊本県道路公社がE T C多目的利用システムの取扱いに関し別に定めるところにより事前に登録がなされたE T Cカード（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程（平成24年12月6日）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。）を使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

（注） 熊本県道路公社が別に定めるものとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」（平成15年7月30日。別添）をいう。

（提案理由）

有料道路の料金の変更に同意することについて、道路整備特別措置法第16条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 37 号

専決処分 of 報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求めらる。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 28 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和4年8月15日に判明した、熊本県が賃借したレンタカーの破損に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年11月16日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
株式会社トヨタレンタリース熊本	20,000円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 38 号

専決処分報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 21 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年10月31日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年7月6日 一般国道218号 上益城郡山都町大字大平地内 落石	個人 (車両所有者)	61,846円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 39 号

専決処分¹の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 22 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年10月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年7月12日 主要地方道玉名八女線 玉名郡和水町西吉地地 内 倒木	個 人 (車両所有者)	110,409円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 40 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 23 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年10月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和4年7月28日 一般国道443号 菊池郡菊陽町大字曲手 地内 落枝	株式会社南九州 マツダ東店 (車両所有者)	76,360円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 41 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 26 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年11月16日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和4年8月13日 一般国道445号 球磨郡五木村大字甲地内 落石	個人 (車両所有者)	309,170円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 42 号

専決処分¹の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 27 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年11月16日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年9月1日 一般県道松橋インター線 宇城市松橋町古保山地 内 支障木	個 人 (車両所有者)	93,808円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 43 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 24 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年11月2日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和 解 の 相 手 方	損 害 賠 償 の 額	和 解 事 項
令和4年7月27日 菊池郡菊陽町大字辛 川地内（熊本県運転 免許センター駐車場 内） 倒木	個 人 （車両所有者）	2, 5 2 2, 5 6 7 円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。
	個 人 （車両所有者）	6 4 9, 8 1 0 円	
	個 人 （車両所有者）	1 3 1, 3 1 8 円	

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 30 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年11月17日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
令和4年1月31日 熊本市中央区大江地内	個人 (車両所有者) 普通乗用車	12,000円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 31 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年11月17日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
令和4年7月25日 玉名市天水町立花地内	個人 (車両所有者) 軽貨物車	210,463円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 29 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年11月16日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年9月13日 玉名市横島町横島地 内	玉名市 (所有者) ガードレール	48,400円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 20 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年10月28日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和4年4月14日 熊本市中央区八王寺町地内	個人 (車両所有者) 普通乗用車	307,252円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和4年5月16日 菊池市隈府地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	203,600円	
3	令和4年6月3日 阿蘇郡西原村小森地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	289,069円	
4	令和4年6月11日 熊本市東区尾ノ上地内	個人 (車両所有者) 普通乗用車	121,748円	

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
5	令和4年3月28日 山鹿市蒲生地内	個 人 (車両所有者) 軽乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
6	令和4年5月11日 人吉市紺屋町地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和4年度